

第33回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年3月30日(木)午後3時00分から午後5時15分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第7 議案第4号 水利権更新に伴う証明について
第8 協議第1号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第10 報告第2号 農業者年金経営移譲年金裁定請求について
第11 報告第3号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
第12 報告第4号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について
第13 報告第5号 新農業者年金特例付加年金裁定請求について
第14 報告第6号 一般社団法人北海道農業会議第82回総会について
第15 報告第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について
第16 報告第8号 蘭越町農業振興プロジェクト会議について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局 (伊藤局長)	ただ今から第33回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。 最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。
福村会長	皆さん、こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして ありがとうございます。本日はみぞれで悪天候ですけれども、今 まで暖かい日が続いて、融雪が進み農作業の準備を始めていると 思いますけれども、怪我の無いようにだけ十分気を付けて農作業 を進めていただきたいと思います。早速ですけれども第33回総 会を開会いたしますので、よろしく願いいたします。
事務局 (伊藤局長)	ただいまの出席委員は、14名です。 定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 議事の進行を福村会長をお願いいたします。
福村会長	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり ます。 それでは、日程にしたがって進めて参ります。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	それでは、5番 中井委員と6番 安田委員を指名いたします。 日程第2、会期の決定についてを議題とします。 本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決しました。 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 第32回の総会以降の諸般について、報告いたします。 ・ 一般社団法人北海道農業会議第82回総会 ・ 農業委員等研修会 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO3について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成29年3月30日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年4月26日から平成35年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日は平成29年2月6日、通知年月日は平成29年2月28日、土地引渡の日は平成29年2月28日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

その2、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年6月27日から平成35年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年3月8日、土地引渡の日は平成29年3月20日です。解約の理由は、契約内容を変更するため、解約するものです。

その3、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成9年2月28日から平成11年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日は平成29年2月20日、通知年月日は平成29年3月10日、土地引渡の日は平成29年2月20日です。解約の理由は、経営規模縮小のため、返還するものです。

議 長

それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

2番
(山田委員)

番号1番でございます。この案件は〇〇さん〇〇でございます。場所は〇〇でございます。よろしくをお願いします。

15番
(岩間委員)

番号2番でございますけれども、〇〇さんと〇〇さんの解約です。場所は〇〇〇番〇〇は〇〇さんの家の向かい側、〇〇〇番〇〇は〇〇さんの家の横にあります。〇〇〇番〇〇は〇〇さんの家の手前、そして残りが〇〇の〇〇さんの家の周りにある土地ですので、よろしくをお願いします。

1番
(椿委員)

番号3番の〇〇さんと〇〇さんの件ですが、内容については事務局の説明のとおりです。〇〇さんが経営規模を縮小するため〇〇さんの土地を返還するものです。場所ですが、〇〇さんの住宅の裏側にあります。よろしくをお願いします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。NO1からNO3については原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第1号のNO1からNO3については、原案のとおり受理することといたします。

次にNO4について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長)

その4、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成26年4月7日から平成31年4月6日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年3月15日、土地引渡の日は平成29年8月末日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

議長

それでは、NO4について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

6 番
(安田委員) 番号4番ですが、事務局の説明のとおりです。場所ですが、○
○の○○の傍にある土地です。後の案件にも出ますのでよろしく
お願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO4については原案のとおり受理して
よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第1号のNO4については、原案のとおり受理することとい
たします。
暫時休憩します。(○○委員着席)
再開します。
次にNO5からNO7について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、○○委員の退
席を求めます。
暫時休憩します。(○○委員退席)
再開します。

事務局
(上仙係長) その5、貸主は○○○番地○○、○○○さん、借主は○○○番
地○○、○○○さん、土地は○○○番○○、田で○○○㎡です。
契約期間は平成21年1月30日から平成26年1月31日まで
で農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成2
9年3月22日、土地引渡の日は平成29年3月末日です。解約
の理由は、後継者に経営を移譲するため、解約するものです。
その6、貸主は○○○番地○○、○○○さん、借主は○○○番
地○○、○○○さん、土地は○○○番○○、田が○○○㎡、畑が
○○○㎡です。契約期間は平成21年1月30日から平成26年
1月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知
年月日は平成29年3月17日、土地引渡の日は平成29年3月
末日です。解約の理由は、後継者に経営を移譲するため、解約す
るものです。
その7、貸主は○○○番地○○、○○○さん、借主は○○○番

地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成12年6月1日から平成22年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成29年3月17日、土地引渡の日は平成29年3月末日です。解約の理由は、後継者に経営を移譲するため、解約するものです。

議 長 それでは、NO5からNO7について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

1 番
(椿 委 員) 5番、6番、7番について説明いたします。5番の場所ですが、〇〇さんが〇〇している〇〇の裏側になります。6番ですが、〇〇番〇〇が〇〇さんの住宅の周り、それ以外は道路を挟んで一角になります。7番につきましては、〇〇さんの住宅の裏側、ちょうど〇〇の横の一角と沢を挟んで一角になります。内容は事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全 委 員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO5からNO7については原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 議案第1号のNO5からNO7については、原案のとおり受理することといたします。
 暫時休憩します。(〇〇委員着席)
 再開します。

議 長 日程第5、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO17について、上程します。事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び使用貸借権の設定、並びに貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申

請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。
平成29年3月30日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その3、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

別紙につきましては、後程一括して説明いたします。

その4、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その5、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その6、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その7、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その8、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その9、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その10、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その11、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇

さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その12、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その13、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その14、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番地〇〇、田が〇〇〇m²、畑が〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円、10a当たりの価格は田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その15、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その16、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

その17、譲渡人は〇〇〇、譲受人は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇m²です。権利の区分は所

有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。

別紙、調査書をご覧ください。3番から17番についてですが、〇〇〇との売買になります。第2項第1号全部効率利用要件としましては、全ての案件におきまして、譲受人の経営地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後も全て効率的に利用されるものと見込まれるという事で、後は第2号から第7号については記載のとおりとなっております。NO1からNO17の場所につきましては、10月に〇〇〇から依頼がありました現況証明の時に担当委員さんに見てもらいました農地になりますので、よろしくをお願いします。

以上のことから、その1からその17については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO1からNO17については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 NO1からNO17については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

次にNO18からNO21について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長) その18、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は使用貸借権の設定です。貸付理由

は、後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は使用貸借、価格は無償です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成39年3月31日までです。

その19、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成32年3月31日までです。

その20、貸主は〇〇〇番〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成32年3月31日までです。

その21、貸主は〇〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を、前借主の後継者に貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成39年3月31日までです。別紙、調査書をご覧ください。

その18からその21までの、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、親の経営移譲に伴う契約であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その18からその21については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO18からNO21について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

1 番
(椿委員)

NO18からNO21について説明いたします。18番につきましては、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所については、〇〇さんの住宅の周りとその奥にある一角です。〇〇〇番については、1号議案に出てきた場所でございます。内容は事務局の説明のとおりです。20番については、1号議案に出てきた場所でございます。内容は事務局の説明のとおりです。21番については、1号議案に出てきた場所でございます。内容は事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO18からNO21については原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第1号のNO18からNO21については、原案のとおり決定し許可することといたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

次にNO22からNO25について、上程します。

事務局
(上仙係長)

その22、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までです。

その23、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水

張面積価格〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

その22からその23までの、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、返還され耕作できない農地を借り受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その24、貸主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主の経営する圃場に隣接する土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その25、貸主は〇〇〇、〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、離農するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成38年11月30日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主の経営する圃場に隣接する土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その22からその25については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO22からNO25について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5 番
(中井委員)

22番と23番について関連がございますので、ご説明いたします。先般、〇〇さんが作られていましたが解約された土地でございます。今回近くで耕作されている人が誰も作らないということで、〇〇さんの要望により〇〇さんをお願いしたというわけがあります。場所につきましては、〇〇さんから〇〇に向かいまして右側の土地になります。続きまして24番ですが、内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所については、〇〇さんの住宅から〇〇に向かいまして〇〇が〇〇あり、〇〇さんの住宅に入る角のところでございます。以上でございますのでよろしくお願いいたします。

6 番
(安田委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの住宅から〇〇さんの住宅の手前の〇〇の左右にある土地です。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO22からNO25については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO22からNO25については、原案のとおり決定し許可することといたします。

日程第6、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1について、上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年3月30日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年9月1日、対価の支払期限は平成29年8月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その1については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

6 番
(安田委員)

番号1番ですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、1号議案に出てきた案件ですので、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO1について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号のNO1については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

次にNO2からNO3について、上程します。

事務局
(上仙係長)

その2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できない農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は総額で、〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、耕作できないので貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その2からその3については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 それでは、NO2からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

2 番
(山田委員) 2 番の案件ですが、内容は事務局の説明のとおりであります。場所につきましては、〇〇の〇〇さんの住宅の周りです。よろしくをお願いします。

1 番
(椿委員) 番号3番です。1号議案に出てきました案件です。〇〇さんが返還した土地になります。場所は、〇〇さんの耕作している土地のすぐ横になります。よろしくをお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO2からNO3について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第3号のNO2からNO3については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。
次にNO4について上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(〇〇委員退席)
再開します。

事務局
(上仙係長) その4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月6日から平成31年4月6日までの2年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。
〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その4については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長 それでは、NO4について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

14番
(小川委員) NO4の案件です。内容は事務局の説明のとおりです。場所ですが、〇〇さんの自宅のとなりに〇〇〇㎡の土地がありまして、〇〇からななめに一角〇〇〇㎡の小さい三角の土地があります。以上でございます、よろしく申し上げます。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。NO4について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第3号のNO4については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。
 暫時休憩します。(〇〇委員着席)
 再開します。
 次にNO5からNO10について、上程します。

事務局
(上仙係長) その5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成31年11月30日までの3年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格

で〇〇〇円です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成31年11月30日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成2

9年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約内容の変更であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その9、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、契約内容を変更して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その10、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できない農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その5からその10については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

それでは、NO5からNO10について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

14番
(小川委員)

内容は事務局の説明のとおりです。〇〇の向かいに〇〇さんの自宅があり、その右隣に田があります。よろしくお願いします。

3番
(向山委員)

内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇さんの住宅の周りです。よろしくお願いいたします。

15番
(岩間委員)

番号7番、8番、9番について説明いたします。番号7番の案件についてですが、内容は事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇から〇〇に向かい直線の右側、〇〇さんが〇〇で〇〇を作っている〇〇の〇〇のところが〇〇〇番〇〇になります。〇〇さんの〇〇の〇〇があり、その向かいに〇〇〇番〇〇があります。次に番号8番です。1号議案で解約された土地になります。理由は事務局の説明のとおりです。〇〇〇番〇〇は〇〇さんの住宅の向かい、〇〇〇番〇〇につきましては、〇〇さんの住宅の手前になります。最後9番ですが、理由は事務局の説明のとおりです。1号議案で〇〇さんと〇〇さんの解約された一部です。〇〇〇番〇〇は〇〇さんの住宅の向かい側、残りは〇〇さんの住宅の周りです。よろしくお願いいたします。

5番
(中井委員)

番号10番について説明いたします。この土地は〇〇さんが作っていましたが、〇〇さんが作ることになりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、〇〇の横と裏にあたります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO5からNO10について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第3号のNO5からNO10については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。

次にNO11について上程します。

農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

事務局
(上仙係長)

その11、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の移転、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月5日から平成32年3月3日までの3年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、経営移譲するため、後継者に農地の賃借権を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営移譲したので、農地の賃借権を後継者に移転するものであり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その11については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO11について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

1番
(椿委員)

11番の案件でございます。経営移譲するということで、〇〇さんから借りていた農地の賃借権を譲渡するということでございます。場所につきましては、〇〇さんの住宅の裏の一角にあたります。よろしくお願ひいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。NO11について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	<p>議案第3号のNO11については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。</p> <p>暫時休憩します。(〇〇委員着席)</p> <p>再開します。</p> <p>次にNO12について上程します。</p> <p>農業委員会法第31条、議事参与の制限により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩します。(〇〇委員退席)</p> <p>再開します。</p>
事務局 (上仙係長)	<p>その12、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年4月6日から平成33年11月30日までの5年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。</p> <p>〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。</p> <p>以上のことから、その12については、適正であろうと事務局では判断いたしました。</p>
議 長	それでは、NO12について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

1 番
(椿委員)

1 2 番の案件です。昨年、〇〇さんが1年間作付けしていましたが、今回契約を更新して5年間作るという事です。場所につきましては、〇〇から〇〇に向かいまして〇〇の〇〇に〇〇さんの住宅があります。その裏手の一角にあたります。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO 1 2について異議のないものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第3号のNO 1 2については、原案のとおり決定し、その旨町に通知することといたします。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

再開します。

日程第7 議案第4号水利権更新に伴う証明についてを議題とします。事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

議案第4号 水利権更新に伴う証明について 下記の土地について水利権更新のため、蘭越土地改良区から地番・地積及び現況地目について証明の願い出があったので、証明の可否について、議決を求める。平成29年3月30日提出。蘭越町農業委員長名。

大谷第1揚水機外10件の水利権の更新を行うということで、土地改良区から願い出がありました。いずれも開発局管轄の河川でございます。お手元に図面を用意しましたが、かなりの広範囲になるものですから、事務局の方で農地システムの写真、管理しています現況、登記簿面積を照合させていただきました。それから、改良区の資料と農政係の耕地図で1筆ずる照合しまして、記載のとおり相違ないことを確認いたしました。その結果、この証明については、証明に値するという事で事務局で判断いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。本案について原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

本案については、願い出のとおり決定し、証明書を交付することといたします。

日程第8 協議第1号農業委員会の適正な事務実施に向けた平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてを議題とします。事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(伊藤局長)

これについては、平成21年の農業委員会法の改正に伴います、活動の計画を点検、評価をしなければならず、毎年出していく訳ですが、基本的には活動計画を3月の総会で審議いただいて、ホームページで公表し、6月までに農水省に報告することになっています。点検、評価につきましても、今後作成し、6月までに報告することになっていますので、平成28年度の点検、評価も5月の総会に上程予定になっていますので、よろしく願います。平成28年度の計画は農林業センサス2010でした。今回からは2015年の農林業センサスになっていますので、農家数等については、若干変更になっています。総農家数につきましては、今回266戸、前回は276戸でした。農業委員会で調べました認定農業者は227経営体、前回は225経営体でしたので、2経営体増えています。新規就農者も14経営体、前回12経営体でしたので、2経営体増えています。それと農業就業者数は661人、前回は799人でした。その内女性は305人、前回は257人でしたので、農林業センサスの中では増えてきています。40代以下も100人と前回69人でしたので、高齢化となっていますが、蘭越町のセンサス的に見たところでは、青年層も増えてきているのかと思います。担い手への農地の利用集積、集約化ですが、これまでの集積面積は3,711ha、集積率90%となっています。目標としまして、3,761ha、新規集積面積50haとさせていただきます。次に新たな農業経営を営もうとする

者の参入促進ですが、3経営体、参入目標面積4haとしました。最後に遊休農地に関する措置ですが、9月に実施しました農地パトロールで蘭越町の遊休農地が14.7haとなりました。数字的には少ないとは思いますが、解消目標として2haとさせていただきました。違反転用への適正な対応ですが、今回も違反転用はありませんでしたので、今後も継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ということで、今後1年間、目標及び達成に向けた活動計画案を作成しましたので、ご協議の程よろしくお願いいたします。

議長

只今、局長のほうから説明がありましたが、これについてご意見、ご質問があればお受けいたしますけれども、何かございますか。

10番
(西元委員)

担い手の数を教えていただけますか。

事務局
(伊藤局長)

認定農業者227と認定新規就農者14を足しますので、241経営体が担い手の数になります。この中には法人も含まれております。

10番
(西元委員)

担い手とは、認定農業者と認定新規就農者と考えてよろしいのでしょうか。

事務局
(伊藤局長)

農水省のほうでは、そういった括りになっていますので、私たちの方もそのようにカウントしています。

10番
(西元委員)

わかりました。

議長

その他にご質問ございませんか。

10番
(西元委員)

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の中の、課題として、農作業受委託システムの構築とありますが、どういうことをイメージしたものなのか、教えていただけますか。

事務局

この計画の中に何年も載せていただいておりますけれども、高

(伊藤局長) 齢化に伴って、作業委託をする組織を作っていたほうが良いのではないかという声が農業者さんの中から出てきていました。今も作業委託を個人や法人もあるのですが、それを団体でやれるように検討してもらえないであろうかという声がありますので、書かせていただきました。

10番
(西元委員) 一本化された窓口が動き出すのかと思って聞いてみたのですが、簡単に言うと、そうなった場合、町もしくは農協を主体としたやり方を進めていくということですか。

事務局
(伊藤局長) そういう事について検討してくださいということです。

10番
(西元委員) わかりました。

議長 それでは、この通り北海道と農水省に提出することとしてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、この通り提出することといたします。
日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 平成29年3月2日付けで、〇〇〇、〇〇〇さんから〇〇〇番〇〇を相続により所有権を取得した旨の届出がありました、また、平成29年3月28日付けで〇〇〇、〇〇〇さんから〇〇〇番〇〇を相続により所有権を取得した旨の届出がありましたので、報告いたします。

議長 日程第10 報告第2号農業者年金経営移譲年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの農業者年金経営移譲年金裁定請求書を、平成29年3月2日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第11 報告第3号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) ○○○番地○○ ○○○さんの農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成29年3月8日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第12 報告第4号新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) ○○○番地○○ ○○○さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成29年3月10日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第13 報告第5号新農業者年金特例付加年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) ○○○番地○○ ○○○さんの新農業者年金特例付加年金裁定請求書を、平成29年3月10日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議 長 日程第14 報告第6号一般社団法人北海道農業会議第82回総会について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 3月22日に札幌市におきまして、一般社団法人北海道農業会議第82回総会が開催されましたので、会長と出席しております。まず初めに、平成28年度の永年勤続表彰受賞式がありまして、岩間委員が17年7か月の在任という事で永年勤続者表彰を受賞しております。その後、全国農業新聞普及推進活動等表彰がありまして、蘭越町農業委員会が平均部数84.67、普及倍率6.05ということで、購読維持活動奨励賞を受賞しましたので、報告いたします。その後総会に入りまして、岡村会長から挨拶がありまして、次に北海道農政部長さんから祝辞がありました。総会議事についてですが、議案第1号としまして、役員を選任について上程されました。これは宮谷内前町長の理事辞任に伴い、共和町の山本町長が選任され、全会一致で可決されています。議案第2号ですが、北海道農業会議の補正予算の決定についてが上程さ

れまして、こちらも全会一致で可決されております。次に議案第3号として、北海道農業会議理事及び監事の報酬等の額の決定について、会長、副会長の年額2,028,000円以内、理事及び監事の年額804,000円以内という事で提案されておりました。続きまして議案第4号として、北海道農業会議事業計画並びに収支予算の決定についてということで提案されておりました。内容としては、農政改革検討への取り組み、優良農地の確保、有効利用に向けた取り組み、担い手育成確保への取り組みの強化などの事業計画案がありまして、こちらも全会一致で可決されました。次に議案第5号として、北海道農業会議会費の賦課方法及び徴収時期についてと議案第6号の北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先・借入先金融機関の決定についてという事で提案され、こちらも全て全会一致で可決されております。以上で報告を終わります。

議 長 日程第15 報告第7号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の嘱託について、事務局より報告願います。

事務局
(上仙係長) 平成28年12月5日公告及び平成29年2月7日公告の所有権移転登記を記載のとおり、平成29年3月14日及び平成29年3月21日に完了しましたので報告いたします。

議 長 日程第16 報告第8号蘭越町農業振興プロジェクト会議について、プロジェクト会議を代表して椿委員より報告願います。

1番
(椿委員) 3月27日に農業振興プロジェクト会議の全体会議が開催されました。その中で政策原案というものがありまして、それについては農業後継者の育成ということを議題として、今年の9月から検討してきた経緯があります。今は後継者不足とか農業経営してもお金にならないとか問題がたくさんありまして、その中で農業後継者の育成というテーマを掲げて、1戸あたり600万円、普通のサラリーマンが収入できるような形にしたほうがいいのではないかということで、後継者も安定して農業経営ができるということで検討してまいりました。プロジェクト会議のメンバーが21人いますが、その中から9人のメンバーを選び、いろいろ検討しまして、現在蘭越で行われている経営面積に添って10haから25ha、30haぐらいまでの規模で、その面積でどのような物を

作ると収入が600万円以上になるのか稲作中心3つと畑作専用の4つのテーマを掲げて協議してきました。1つ目は、水稲とトマトの園芸ということで水稲9.4ha、トマト0.6ha、2つ目に水稲19.1ha、メロン0.9ha、3つ目に水稲専用25haというのは新規需要米を含めたものです。4つ目に畑作専用ということで25haです。これについては馬鈴薯、大豆、秋まき小麦、アスパラ、緑肥と輪作体制が取れるような形になっております。こういうシミュレーションでやると600万円以上の収入が上がるということで、9人のグループで5回にわたり検討、精査してまいりました。その中身は今説明しましたがけれども、その中で労働の不足部分だとか経営ポイントはどのようなものがあるのか、営農していくうえでどのようにやりがいを見つけられればいいのか、JAとか行政がどんな支援策の方法があるのか、検討してまいりました。これについては、町長に答申するということが決まりました。町は蘭越町農業振興計画というものを掲げておまして、その中に農業後継者の育成という項目があるそうなので、そこにそういうことを入れてもらおうということで計画しております。

議 長 皆さんの方から何かご質問等ありますか。

全委員 ありません。

議 長 その他の報告を、事務局から説明をお願いします。
以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第33回農業委員会総会を終了いたします。

午後5時15分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩